

岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程

平成 20 年 4 月 30 日

市水道局管理規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山市水道局契約規程（平成 2 年市水道局管理規程第 13 号。以下「契約規程」という。）、岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 21 年市水道局管理規程第 18 号。以下「特例規程」という。）、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和 62 年市水道局管理規程第 2 号。以下「審査等に関する規程」という。）及び物品購入（修繕・製造の請負）契約事務処理要領に定めるものを除くほか、岡山市水道局（以下「局」という。）における物品の購入及び物品の製造の請負（以下「物品購入等」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の参加資格（以下「参加資格」という。）その他一般競争入札の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

第 2 条 一般競争入札の対象となる物品購入等の物件（以下「対象物件」という。）は、許容価格（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。）が契約規程第 22 条第 2 号に定める額（物品の製造の請負の契約に係るものについては同条第 1 号に定める額。以下同じ。）を超えるものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 若しくは地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に該当する場合又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(参加資格)

第 3 条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる参加要件を充足しなければならない。

- (1) 自治令第167条の4及び契約規程第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 対象物件と同種類の物品購入等について、審査等に関する規程に基づき一般競争入札参加資格が決定され、契約規程第4条の規定に基づく有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 岡山市水道局指名停止基準（平成12年市水道局訓令第12号）に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。

2 管理者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができるものとする。

（入札の方法）

第4条 一般競争入札は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 特例規程の適用を受けるもの 岡山市水道局物品購入等郵便入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第22号。以下「郵便入札実施要綱」という。）の規定に基づく郵便入札

(2) 前号以外のもの 岡山市水道局物品購入等電子入札実施要綱（平成21年市水道局訓令第42号。以下「電子入札実施要綱」という。）の規定に基づく電子入札

（入札の公告）

第5条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、契約規程第5条に定める公告文をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（参加資格確認申請書等の作成）

第6条 入札参加者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「申請書等」という。）を作成しておかなければならない。

2 前項に規定する申請書等の書式は、インターネット上の局のホームページからダウンロードし、又は管財課において交付を受けるものとする。

3 管理者は、必要があると認めるときは、申請書等の作成について説明会を実施することができるものとする。

(仕様書等の閲覧等)

第7条 対象物件の仕様書、カタログ、見本（写真）、図面等（以下「仕様書等」という。）は、契約規程第5条の規定により公告した日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 入札参加者は、仕様書等に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に、管財課あてのファクシミリにより質問することができる。

3 前項の質問があったときは、管理者は、公告において指定する日から入札日の前日まで質問内容及び当該質問に対する回答をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札・開札・落札者決定手続等)

第8条 一般競争入札に係る入札書の提出方法、開札手続、入札参加資格の確認方法、落札者の決定手続等については、郵便入札実施要綱又は電子入札実施要綱に定めるところによる。

(契約情報の公表)

第9条 一般競争入札に係る契約情報については、岡山市水道局契約情報公表要領（平成19年市水道局訓令第25号）第6条第2項の規定により、インターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 管理者は、一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、

管理者が別に定める。

附 則（平成 20 年市水道局管理規程第 23 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する物品購入等について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局管理規程第 16 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する物品購入等について適用する。

附 則（平成 21 年市水道局管理規程第 26 号）

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する物品購入等について適用する。

附 則（平成 22 年市水道局管理規程第 12 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する物品購入等について適用する。

附 則（令和 6 年市水道局管理規程第 19 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年市水道局管理規程第 13 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程の規定は、同日以後に公告する物品購入等について適用する。